

## 施設使用料の見直しに係る質問や意見への回答

分類	番号	質問・意見	回答
全体	1	使用料が極端に低い場合、公費負担によって一般財源が入り、納税者が負担していることを、強調するべきであろう。公共施設の利用者は意外に少なく、一部のヘビーユーザーの受益者に対して、他の市民の税金がすぎ込まれている構造になっている。南学(2016)『公共施設マネジメント』学用書房pp.60によれば、新潟市では最も使われている公共施設は図書館で、それでも10%強であり、7割の市民は何の公共施設も使っていないと述べられている。	公共施設のあり方については、川西市公共施設等総合管理計画を策定し、一定の方向性を定めています。 ただ、ご意見のとおり、使用料が極端に低い場合は公費負担によって一般財源が入り、納税者が負担している現状であるため、今回の見直しは受益者負担の適正化を一つのポイントとしています。
全体	2	3) 総合管理計画について 多くの市町で公共マネジメントを考えるにあたって「公共施設等総合管理計画(以下「総合管理計画」と称します)」が作成されているかと思いますが、本市ではどうなっていますでしょうか。その際に今回のテーマであります使用料はどのように議論されていますでしょうか。	平成28年11月に川西市公共施設等総合管理計画を策定しています。計画策定の際に、使用料についての議論は行っていません。
使用料算定	3	使用料の算定方法について、案1～3が示されているが、実際の稼働率を用いる案2は、事後的にしか稼働率が分からないために、使用料設定をすることが難しいのではないかと。この場合、前年度の稼働率で料金を設定するという制度設計になると思われるが、それでよいか。その点、案3は目標稼働率を導入することで、その問題をクリアしているが、目標稼働率をどのように設定するかの課題は残る。目標稼働率は、現状の稼働率に引っ張られるだろうから、たとえば現状の稼働率が極端に低い場合、案3も案1に近い状態になってしまうのではないだろうか。	案2と案3には、ご意見のとおりそれぞれ課題があると認識しています。公が提供している公共性を踏まえつつ、受益者負担の適正化を図る算定方法について、ご意見を踏まえ検討していきたいと考えています。
使用料算定	4	目標値を定める場合、どのようなレベルにそれぞれの施設の目標値を設定するのか。その際の目標値の設定根拠は、地域や施設の種類によって異なると考えて良いか。	
使用料算定	5	使用料の算式(原価×受益者負担割合÷利用可能時間(あるいは稼働時間等)ですと、営利や市外の加算による収入は考慮されない気がしますが、その理解で合っていますでしょうか。	前回お示しした算定方法では、営利や市外の加算は反映されなかったかたちになっていました。営利や市外、その他の割増料金を設定することも検討していきます。
使用料算定	6	使用料に賃金・物価スライドはどの程度、加味する予定ですか？特に利用料金制度にした施設については、年々上がる賃金スライドとの整合性を考えて、料金の見直しを検討されていますか？	賃金・物価スライドを加味することは重要であり、定期的な使用料の見直しが必要だと考えています。ただし、コスト実績を用いた算定となるため、使用料への反映にタイムラグは生じます。
使用料算定	7	8) 消費増税について 消費税率が引上げによって、消費税が円滑かつ適正に転嫁されるよう、公施設の使用料の改定には、光熱水費や物品購入費、委託料等の経費の増加も考慮される必要がありますが、その点は今回の算定方式に反映できていますでしょうか。	原価コストは過去の実績をもとにしますが、それに消費増税に係るコスト増を反映する予定です。
原価コスト	8	4) 原価項目について 原価の主な費用に、土地使用料相当額はどうなっていますでしょうか。つまり土地そのものを利用する性質が強い施設の場合のみ、法定外公共物管理条例に定められる料金表を準用して算定する額(野球場等)といった項目は入っていますでしょうか。	野球場等の場合では、グラウンド整備等により発生する維持管理経費はコストに含めますが、土地そのものを使用することに対して発生する経費はないことから、その経費を利用者が負担するコスト原価に含めることは難しいと考えています。

## 施設使用料の見直しに係る質問や意見への回答

分類	番号	質問・意見	回答
原価コスト	9	国、県からの補助金については、原価から控除するとあるが、同じような施設で、補助金が入っている施設と入っていない施設が存在するとき、使用料に差が出てしまう。市民から見れば、補助金が入っているかどうか料金を左右することは分かりにくい。補助金も、そもそもは市税と同様に公金であることから、原価から控除しなくてもよいのではないか。	ご意見を踏まえ、国・県からの補助金は原価コストから控除しないこととします。
原価コスト	10	寄附金については、どのような取り扱いになるか。	寄附金については、原則として各施策の充実（それが施設の場合は施設・設備の改良工事等）に用いることとしており、維持管理経費に充当することは想定していません。したがって、使用料の算出には影響を与えないものと考えています。
原価コスト	11	施設ごとに必ずしも貸出し業務のみを実施する職員が配置されているわけではないと思いますが、原価として想定されている職員人件費は、適切に配賦することが可能なのでしょうか。	ご意見のとおり、職員は貸館業務以外の業務にも従事しています。そのため、人件費の原価への適切な配賦の方法については検討が必要だと考えています。
原価コスト	12	施設本体等の修繕に関して、資本的支出にあたらぬ修繕費が発生した場合については、ここでの「原価」に含まれることになるのか。	お見込みのとおりです。
原価コスト	13	市長が認めた団体（標準）、その他一般（加算）、減免がある施設がほとんどですが、 ・各実績値 ・現状の使用料及び稼働率で、原価のどの程度をカバーしているのか（どの程度、受益者負担となっているのか）を教えてください。	各実績値と原価コストに対する使用料については、今後行うシミュレーションに向けた調査の中で確認をしていきたいと考えています。
稼働率	14	川西市芸術・文化施設条例で定められている川西市キセラホールや川西市みつなかホールも今回の使用料の見直しで、基本的な考え方（稼働率による変動等）を一律に定めるのでしょうか？ 同じく都市公園条例に定められている公園についても、稼働率での判断なのでしょうか？ キャンプ場・斎場等のすべて稼働率での変動を考えていますか？	使用料の見直しにあたり、市として基本的な考え方を定める予定であり、その考え方に基づいて各施設の使用料を決定することになります。 ご意見のとおり稼働率による算定が適切でない施設については、利用者数に基づいた算定とすることを想定しています。
稼働率	15	公民館やコミュニティーセンターの利用料は、自治会が管理する近隣の自治会館や集会所の利用料を勘案して設定する等、施設の属性ごとに何らかの配慮は必要ないのでしょうか。（受益者負担と言っても、稼働率の低下→住民サービスの低下となっては主旨に合わないと思うのですが。）お考えを教えてください。	ご意見のとおり、使用料を見直すことで住民サービスが低下しないよう配慮しつつ、受益と負担の公平性の確保を図っていきたいと考えています。

## 施設使用料の見直しに係る質問や意見への回答

分類	番号	質問・意見	回答
稼働率	16	稼働率の考え方ですが、災害時等で市内避難勧告や交通機関のストップ等によって全館閉館になることはありますか？ あるいは、付帯施設の点検・修理なども閉室もしくは閉館になることはありますか？ その時の稼働率の計算はどうなっていますか？各館共に同一の考え方ですか？	公共施設が、災害等や点検等で閉室、閉館になることはあります。その間も、維持管理コストは発生していますが、それを利用者に負担させることは適切でないため、使用料の設定に影響が生じないようにしたいと考えています。
稼働率	17	避難所としても利用される施設について、避難所として利用された場合、その部分も各施設の「稼働率」に含めて考えるのか。もちろん、当該施設を避難所として利用することはその重要な用途の一つであるが、利用料の算定の際には、これを「稼働率」に含めずに考える方が妥当である。	
稼働率	18	それぞれの公共施設の運営において、稼働率を高めようとする何らかのインセンティブは入っているのだろうか。現状の稼働率は、ポテンシャルを発揮していない状態だと考えるべきか。使用料設定も重要だが、まずは稼働率を高めるようなインセンティブメカニズムや広報のあり方、予約システムのあり方などを考えることも重要ではないか。	稼働率を高めるための手法を導入することは重要であると考えており、ご意見の手法をはじめとした公共施設の有効な活用手法について、今後検討していきます。
稼働率	19	すべての公共施設に適用できるとは思えないが、民間活力を利用して稼働率を高める工夫はできないのか。指定管理者が稼働率を高めれば、使用料から収益を得られるインセンティブメカニズムを導入できないか。	
料金体系	20	7) 市外住民の利用について 市が保有する公の施設に係る経費のうち、公費負担部分は、居住住民の税金で賄われることから、受益と負担の公平化の観点から、市民の優先性の確保として市外居住者の使用料の設定の差別化なども論点になるかと思いますが、その点はどのように検討がなされていますでしょうか。	ご意見のとおり市外住民が利用する場合は、市民と料金格差を設けることなどが必要だと考えており、市外住民の利用状況等を踏まえ、検討したいと考えています。
料金体系	21	新基準でも営利・市外等の加算はお考えだと思いますが、現状、すべての対象施設にこれらの加算が付されているわけではありません。 どのような加算条件とするかはどのような方針で決められているのか教えてください。	営利目的の利用や市外住民の利用の場合の料金加算については、それぞれの利用状況等を踏まえた上で、方針を検討したいと考えています。
料金体系	22	6) 適切な料金設定について また、昼間・夜間、平日・祝祭日などの利用時間に則した使用実態を勘案して価格の設定を検討するといった議論も出てくるかと思いますが、その点はどうなっていますでしょうか。	ご意見のとおり、ホールや体育館など一部の施設では利用時間に則した料金設定をしている施設があります。今回の見直しにあたっては、全ての施設についてそれらの点を踏まえた使用料設定を検討していきたいと考えています。
料金体系	23	施設利用において、50分刻みや午後5時まで等区分がまちまちになっていますが、その区分などを変更するということは想定しないのですか？	利用状況や利用者のニーズを踏まえ、利用しやすい料金体系へ変更することも必要であると考えており、今後検討していきます。

## 施設使用料の見直しに係る質問や意見への回答

分類	番号	質問・意見	回答
指定管理者制度	24	指定管理者制度を導入している施設において、その成果指標と今回の使用料見直しを分離して考えられるようなタイムスケジュールが組まれていますか？ 要するに、指定管理者の選定スケジュールと使用料見直しの時期を調整することはできますか？	使用料見直しは各施設同時期に行うことを想定しています。選定スケジュールとは一致していないため、現在の指定管理者と十分に協議していきます。
指定管理者制度	25	1 1) 指定管理者制度とのバランス 公共施設の指定管理者制度の運用にあたっては、地方自治法第244条の2の規定に、指定管理者の場合には、施設の使用に係る料金を収入として収受できる「利用料金制度」を導入できます。頂戴しましたメールでは指定管理者制度該当の施設も含まれるということですが、今回の議案におけます使用料は、市の歳入となる公金でありますものの、利用料金は指定管理者の収入となりますが、この点はどのようにお考えでしょうか。	利用料金制かどうかにかかわらず、指定管理者との協定上、使用料の見直しを直ちに行うことが困難である可能性があります。その場合、指定管理者制度を導入していない公共施設のみ先行して見直しをすると、公平性を欠くのではないかと考えており、課題として認識しています。
受益者負担割合	26	受益者負担割合の図では、0%、25%、50%、75%のような具体的な割合が示されているが、この数字で確定するものではなく、あくまで例示だと考えるべきだと思うが、いかがだろうか。例えば、10%や90%といった受益者負担割合も考えられるのではないかと、ということである。	ご指摘のとおり、前回の審議会でお示しした受益者負担割合の図は現時点での例示であり、どのような割合設定とするのか検討していきたい。
受益者負担割合	27	施設の利用料を設定する際には、むしろ利用料の算定のもととなる分子の「受益者負担割合」の額の設定方式のあり方をまず議論すべき。 現状では、「受益者負担割合」については「民間による提供の可能性」と「日常生活上の必要性」のみによって定められているが、そこに市民にどうやってどの程度利用してもらうべきかという中長期の戦略的観点も加味すること、つまり、「受益者負担割合」に中長期の戦略的観点を踏まえた目標値を設定し、それをもとに稼働率と利用料の算定の議論を行うことが望ましいのではないかと。 「受益者負担割合」の算定方式の見直しをしないまま、これまでの実際稼働率による算定方式を採用すると、地域格差が助長される、中長期視点が欠如するなどのさまざまな弊害を招くことになるかと考える。	受益者負担割合に目標を設定するということは、現時点では考えていません。受益者負担割合は裏を返せば、市がどれだけその施設の維持管理経費を負担するかという、市の責任の割合を示したものであると考えます。市が何らかの目的をもって設置している公共施設である以上、市が一定の責任（負担）を負うべきであると考えています。
受益者負担割合	28	受益者負担割合は、各施設ごとに1つとの理解で合っていますでしょうか。（集会室と調理室は同じ？、会議室とホールは同じ？等）	お見込みのとおりです。
受益者負担割合	29	5) 受益者負担割合について 本市の受益者負担の指標となります稼働率について、今回受益者負担割合とみなす値とその根拠を教えてください。たとえば豊中市では、負担（公費負担）割合と利用者負担（受益者負担）割合を原則は50%に設定しておりますが、火葬施設については施設の特異性から、公費負担割合75%、受益者負担割合を25%と設定しています。本市ではこの点どのような根拠に基づいて設定を考えていますでしょうか。	受益者負担割合の設定は「民間による提供の可能性」と「日常生活上の必要性」から各施設の受益者負担割合を決定することとしています。ご意見のように火葬施設については、他の施設と比べ、民間による提供の可能性は低く、公益性の高い施設になると考えています。

## 施設使用料の見直しに係る質問や意見への回答

分類	番号	質問・意見	回答
受益者負担割合	30	<p>使用料の見直しをする際には、これまでの稼働率の状況だけをもって決定するのではなく、今後これらの施設等をどのように運営していきたいのかという観点から使用料を設定する必要がある。</p> <p>その意味からも目標値の設定は重要であるが、その際、目標稼働率だけではなく受益者負担割合の目標値についても併せて議論すべきである（（1）での記述の通り）。</p> <p>目標値を定める場合、それを達成するための中期計画や「具体的な」行動計画等を定めることが重要である。</p>	<p>受益者負担割合とは、裏を返せばその施設の公共性に応じた市の責任の割合であると考えます。したがって、目標値の設定は現在考えていません。</p>
見直し対象施設	31	<p>1) 条例規定に応じた施設について</p> <p>公の施設とは、地方自治法第 244 条第 1 項において「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定義され、設置及びその管理は条例で定められますが、頂戴しました14施設のファイルがすべてとなりますでしょうか。</p>	<p>送付した14施設が公の施設のすべてではありません。送付した施設や前回の資料に掲載している施設について、見直しを行う予定としています。</p>
見直し対象施設	32	<p>2) 運営形態別使用料金の規定について</p> <p>地方自治法では第 225 条において「普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。」と定められており、これが使用料徴収の根拠となります。本議題の対象施設は普通会計管轄の公設公営の施設が主となりますでしょうか。</p>	<p>すべて普通会計所管の公共施設です。すべて公設ですが、スポーツ施設、コミュニティセンターなどで指定管理者制度を導入しています。</p>
見直し対象施設	33	<p>見直し対象に駐車場や駐輪場が含まれていませんが、こちらは別途検討されるのでしょうか。</p>	<p>今回の見直し対象外としている施設については、別途検討していきます。</p>
民間との比較	34	<p>1、住んでいる地域で、使用料がばらついていいのか？という視点も重要</p> <p>2、住んでる地域の施設の新旧で使用料がばらつくとも公平性の観点はどうか？</p> <p>3、稼働率は行政側の努力の問題なので、その変動要素を市民負担に加えるべきではない</p> <p>以上の観点から</p> <p>・どの地域に住んでも、同じカテゴリーの施設は広さ（キャパシティ）による使用料の増減を加味し、民間施設の使用料との比較においてマーケットイン視点で使用料を決定してはどうかと考える。</p> <p>新旧要素については、古い時は安い、建て替えられると高くなる、では市民は行政の意思決定に振り回されるので、修繕、建て替え、販促など全施設を1ポケットにして基金的に運用しながら、市民還元していくスキームを検討してはどうだろうか。</p>	<p>地域により使用料にばらつきが生じるべきでないというご意見については、市としてもそのように考えております。ただし、それは「場所以外の条件がすべて同じである」という仮定においてのものであります。現実には、例えば同じ「会議室」であっても、各公共施設で、建物や設備のグレードに違いが生じています。異なる条件のものを同一の使用料とするのは、かえって公平性を欠くのではないかと考えます。</p> <p>施設の新旧についても、同様に考えています。</p> <p>「民間施設の使用料との比較」は重要なことであると考えます。ただ単に民間施設と同程度の使用料とするのではなく、民間施設の使用料を参考にしながらも、公が提供している理由を踏まえて、使用料を設定する必要があると考えます。</p>
民間との比較	35	<p>6) 適切な料金設定について</p> <p>またこの議論で生じがちな問題として料金格差があるかと思いますが、こちらについてもどのように検討がなされているか教えてください。</p>	

## 施設使用料の見直しに係る質問や意見への回答

分類	番号	質問・意見	回答
激変緩和措置	36	現行の使用料は、公費負担部分が過大であり、受益者負担と公費負担のバランスが悪いという問題意識は的確である。ただ、一気にバランスを回復すれば、受益者負担がかなり高くなってしまい、使用料が急激に上がる可能性がある。この場合に、激変緩和措置をとることが必要と思うが、いかがだろうか。	激変緩和措置が必要であると考えています。激変とはどの程度の変化をさすのか、どれくらいの期間で本来あるべき金額まで持っていくのか検討していきます。
激変緩和措置	37	9) 激変緩和措置について 使用料の改定にあたり、改定後の使用料が現行の使用料よりも高額になる場合には激変緩和措置などの検討も必要になるかと思いますが、この点はどのようにお考えでしょうか。	
類似施設	38	6) 適切な料金設定について 公共施設の使用料を規定するにあたっては、周辺自治体や類似団体における同種の公共施設、民間の類似施設の使用料や施設規模等との整合性に基づく基準値の設定が求められるかと思いますが、その点の情報収集に基づいた検討はどうなっていますでしょうか。	現時点では周辺自治体や民間の類似施設との比較や情報収集を十分に行っていませんが、使用料の設定にあたっては、ご意見のような検討を行うことが重要であると考えています。 テニスコートやトレーニング室等については市内に民間の類似施設が存在していますが、会議室については、必ずしも参考にできる施設があるわけではないというのが現状です。
類似施設	39	質問 1、周辺の類似施設の使用料をそれぞれ教えてください。	資料4をご参照ください。 民間の類似施設との比較や情報収集については、引き続き行っていきます。
減免制度	40	減免制度はどのようになっているか。子どもや高齢者、障がい者などの利用者の属性に応じた政策的配慮は必要であり、減免制度の適切な運用は重要であるが、社会的情勢の変化に応じて、見直すこともまた、使用料の設定と同じ程度に重要である。	ご意見のとおり減免制度の適切な運用は重要であると考えており、別途見直しに向けて検討したいと考えています。
減免制度	41	10) 減免制度 教育文化の振興、および障害者や低所得世帯への配慮から、政策的特例措置として減免制度による使用料の全部または一部免除が行われることがあります。本市では、この点はどのように検討がなされていますでしょうか。	
その他	42	使用料改定を行う場合は、一定の周知期間が必要だと思うが、いかがだろうか。	使用料の改定にあたっては、3か月程度の周知期間を設ける予定としており、市民や利用者、利用団体等に丁寧な説明を行っていきます。
その他	43	川西市では全公共施設の予約状況閲覧及び空き室予約ができるシステムを導入していますか？	以下の施設については、公共施設予約システムを導入し、予約状況の閲覧や予約ができます。 ・みつなかホール、キセラホール、アステ市民プラザ、スポーツ施設
その他	44	各施設における市民の利用者アンケートは取っていますか？ 使用料や区分、営業時間・曜日等への意見はありましたか？	原則、すべての施設で利用者や来館者へのアンケートを実施していますが、使用料や区分等についての質問項目は設けていません。また自由記載欄にもご意見のような使用料や区分などへの意見はありません。